

《山口県への寄附申込書》

令和 年 月 日

山口県知事 村岡嗣政様

ご住所

(フリガナ) ()

お名前

ご連絡先 電話

FAX

メールアドレス

私は、下記のとおり「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」の寄附をしたいので申し込みます。

記

寄附金額 金 円

【留意事項等】

1 振込方法について

振込方法は、納付書払いとなります。振込手数料については無料です。

後日、納付書をこちらから郵送します。なお、県外での納入場所には、限りがありますので、こちらからご連絡させていただきます。

2 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」適用の希望の有無について

該当する方に○印を付けてください。制度の概要については下記を参照ください。

・希望する

性別、生年月日を記載してください⇒ 性別〔男 女〕 生年月日〔明・大・昭・平 年 月 日〕

・希望しない

※ 「希望する」に○を付けられた方には、後日、「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」をお送りしますので、必要事項をご記入・捺印の上、ご返送してください。

■ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組み(ふるさと納税ワンストップ特例制度)。

■ ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるためには

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入の上、ふるさと納税先団体へ申請書を提出する必要があります。

■ その他

- （転居による住所変更など）提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、ふるさと納税先団体へ変更届出書を提出する必要があります。
- 5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税に係る控除を受けるためには、これまで同様に確定申告書への記載が必要となります。
- 特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。)。

申し込み・問い合わせ先

山口県こども政策課少子化対策推進班

TEL 083-933-2754 FAX 083-933-2759

Mail a13300@pref.yamaguchi.lg.jp